第10号の３様式記載要領

１ この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、地方税法（以下「法」といいます。）第20条の９の３第１項若しくは第２項、第53条の２、第72条の33又は第72条の48の２第４項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用してください。

２ 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、道府県民税の法人税割又は事業税の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。

３ この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通提出してください。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の２様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付してください。

４ 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

５ 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載してください。なお、令和４年12月31日以後に終了する事業年度について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の各欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」及び「課税標準」の各欄については、記載を要しません。

６ 道府県民税の「税額等」の欄には、均等割額と法人税割額の合計額を記載してください。

事業税

法第72条の

２第１項

第１号

第２号

第３号

第４号

に掲げる事業

７ 「

　　　　　　　　　　　となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第２号」、「第３号」又は「第４号」の該当するものを○

・

・

・

　　　 　　　　　　　」

　印で囲んで表示してください。

８ 法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業又は同項第３号に掲げる事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

９ 法第72条の２第１項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業とに分けて提出してください。

10 令和元年９月30日以前に開始する事業年度の「地方法人特別税」は「特別法人事業税」の欄に記入してください。

11 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の２又は第72条の33第２項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付してください。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載してください。